

---

---

南三陸町男女共同参画計画  
「みんな同じ空の下で・・・」

～男女共同参画はお互いを認め合うことから始まります～

---

---



平成31年3月

南三陸町

## ～男女共同参画社会の実現に向けて～



未曾有の被害をもたらした東日本大震災から8年が経過し、壊滅的な被害からの復旧・復興に向け一歩ずつ着実に進んでいますが、本町においても社会全体の課題である少子高齢化、人口減少、国際化の進展など、社会情勢の急速な変化に対応していくことが急務となっています。

このような中、男女が共にその人権を尊重し、責任を分かち合いながら性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は大変重要であります。

この度、こうした背景を踏まえ、本町の男女共同参画社会の実現に向けた方向性を明らかにし、男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため「南三陸町男女共同参画計画」を策定しました。

今後、本計画に基づき、性別にかかわりなく誰もがいきいきと生活できる南三陸町を目指し、各施策を推進してまいりますので、町民皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、本計画策定にあたりまして、熱心に御協議いただきました計画策定委員会委員の皆様をはじめ、男女共同参画に関するアンケート調査に御協力をいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

南三陸町長 佐藤 仁

# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の趣旨	2
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の期間	3
1-4 計画策定の経過	3
1-5 計画の基本目標	4
1-6 計画の体系	6

## 第2章 基本目標ごとの施策

2-1 基本目標Ⅰ 社会における男女共同参画の推進	8
(1) 男女共同参画意識づくり	8
(2) 社会参加機会の拡大	10
(3) 女性の活躍やリーダーの育成	11
2-2 基本目標Ⅱ 家庭における男女共同参画の推進	12
(1) 共に築く家庭生活への支援	12
(2) 子育て環境の整備	14
(3) 介護環境の整備	15
(4) 暴力の根絶	16
(5) 生涯にわたる健康づくり	18
2-3 基本目標Ⅲ 職場における男女共同参画の推進	20
(1) 男女間の雇用格差の是正	20
(2) 仕事と家庭の両立の支援	22
(3) 安心して働くことができる職場環境づくり	24
2-4 基本目標Ⅳ 教育における男女共同参画の推進	26
(1) 幼児、学校教育における男女平等教育の推進	26
2-5 基本目標Ⅴ 地域社会における男女共同参画の推進	28
(1) 男女ともに参加できる地域社会づくり	28
(2) 活力ある地域社会づくり	29
2-6 基本目標Ⅵ 防災における男女共同参画の推進	30
(1) 防災計画の策定等、意思決定の場における女性の参画の促進	30
(2) 男女共同参画の視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保	31
2-7 目標数値一覧	32

## 第3章 計画の推進体制

3-1 庁内推進体制	33
3-2 町民・事業者等との連携	33
3-3 関係機関との連携	33
3-4 計画の進行管理	33

## 資料

○男女共同参画基本法	36
○南三陸町男女共同参画計画策定委員会委員名簿	41

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1-1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進展、人口減少、国内経済活動の成熟化等、社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっています。

国においては、平成11年に「男女共同参画基本法（平成11年法律第78号）」が施行され、これに基づき平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。現在は、「第4次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進しています。

また、宮城県においても平成13年に「宮城県男女共同参画推進条例（平成13年宮城県条例第33号）」が施行され、現在は「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」に基づく取り組みが行われています。

このような中、本町においても「南三陸町第2次総合計画」の中で「男女共同参画事業」を掲げています。本計画は、今後変化する社会状況に対応し、すべての町民の人権が尊重され、性別によることなく個性と能力を発揮できる社会（男女共同参画社会）の実現に向けた基本的な考え方と方向性を示し、各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

なお、本町では、平成22年度に「南三陸町男女共同参画推進計画」の策定作業を行いましたが、東日本大震災の影響により、計画を実行することができなかつたため、改めて策定することとします。

## 1-2 計画の位置づけ

### （1）市町村男女共同参画計画としての位置付け

本計画は、男女共同参画基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けることとします。

### （2）南三陸町女性活躍推進計画としての位置付け

本計画の基本目標Ⅰの「女性の活躍やリーダー育成」に関連する部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けることとします。

### （3）南三陸町DV防止基本計画としての位置付け

本計画の基本目標Ⅱの「暴力の根絶」に関連する部分は、本町における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護・支援に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示すものとして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第311号）第2条の3第3項に規定する基本計画として位置付けることとします。

#### （4）法令及び関連計画との整合性

本計画は、男女共同参画基本法、男女共同参画基本計画及び宮城県男女共同参画基本計画を踏まえ、南三陸町第2次総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。

### 1-3 計画の期間

---

南三陸町第2次総合計画の終期に合わせ平成31年度から平成37年度までの7年間を計画期間とし、社会情勢の変化に合わせて必要に応じて見直しを行うこととします。

### 1-4 計画策定の経過

---

#### （1）調査の実施と回収状況等

本計画を策定するにあたり、町民及び事業所の意見や要望等を把握するために「男女共同参画に関するアンケート調査」を実施しました。調査票の回収状況は次のとおりです。

- ・無作為抽出した満18歳以上の町民1,000人：回収数273件、回収率27.3%
- ・無作為抽出した100事業所：回収数23件、回収率23%

また、男女共同参画に関する地域の実情をより詳細に把握するため、「南三陸町まなびの女子会」において、意見交換を実施しました。

#### （2）計画策定委員会での議論の経過

本計画に町民の方や関係団体等の意見を反映させるために、町民の方、民生委員児童委員、一般企業の代表者、南三陸町社会福祉協議会職員、関係団体の代表者及び南三陸町関係課職員の合計9名で構成する「南三陸町男女共同参画計画策定委員会」を設置し、協議を行いました。

#### （3）パブリックコメントの実施とその結果

平成31年2月12日から25日までの2週間にわたり、町企画課窓口、歌津総合支所に本計画書（素案）を備え付け、本計画に対する意見を募集しました。

このパブリックコメントでの御意見はありませんでした。

## **1-5 計画の基本目標**

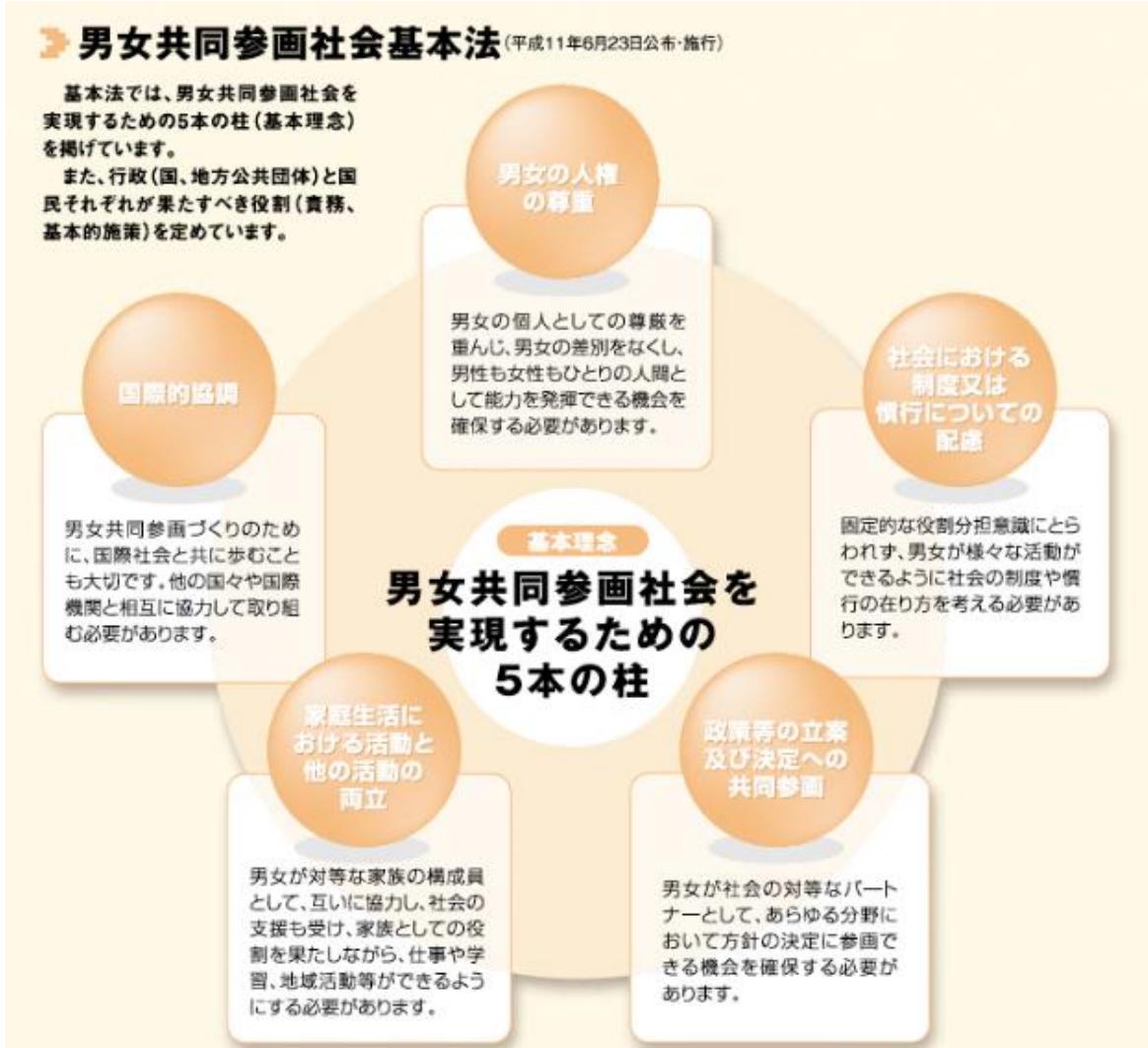
---

具体的な施策展開の方向性として基本目標を次の6つとします。

- I 社会における男女共同参画の推進
- II 家庭における男女共同参画の推進
- III 職場における男女共同参画の推進
- IV 教育における男女共同参画の推進
- V 地域社会における男女共同参画の推進
- VI 防災における男女共同参画の推進

## ◇ 「男女共同参画社会」ってなんだろう？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）



「内閣府ホームページ」より

## 1-6 計画の体系

基本目標	基本施策	施策の方向性
I 社会における男女共同参画の推進	1 男女共同参画意識づくり	①男女共同参画に関する情報提供 ②性別による役割分担意識を見直すための啓発活動
	2 社会参加機会の拡大	①町の審議会委員等への女性登用の拡大 ②町、地域、企業における意思決定の場への女性参画の推進
	3 女性の活躍やリーダーの育成	女性団体やリーダーの育成・活動支援
II 家庭における男女共同参画の推進	1 共に築く家庭生活への支援	家庭生活における男女共同参画の促進
	2 子育て環境の整備	子育て支援・保育環境の整備
	3 介護環境の整備	高齢者や障害者等の自立・介護支援
	4 暴力の根絶	①人権尊重とあらゆる暴力の根絶のための啓発活動 ②暴力被害者に対する相談、救済体制整備
	5 生涯にわたる健康づくり	①女性自身の健康づくり支援 ②女性の生涯にわたる健康維持のための環境づくり
III 職場における男女共同参画の推進	1 男女間の雇用格差の是正	①男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向けた周知・啓発 ②農林水産業、自営商工業従事者の労働環境整備
	2 仕事と家庭の両立の支援	ワーク・ライフ・バランスの推進
	3 安心して働くことができる職場環境づくり	①育児、介護休暇制度の定着 ②セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止対策
IV 教育における男女共同参画の推進	1 幼児、学校教育における男女平等教育の推進	人権の尊重と男女平等意識を育む、幼児、学校教育の推進
V 地域社会における男女共同参画の推進	1 男女ともに参加できる地域社会づくり	男女ともに参加できる地域社会づくりを進めるための啓発活動
	2 活力ある地域社会づくり	地域社会で活躍できる場の創出や団体への支援

VI 防災における男女共同参画の推進	1 防災計画の策定等、意思決定の場における女性の参画の促進	①各種会議への女性登用の促進 ②防災関係機関・団体との連携及び取り組みの強化 ③女性防災リーダーの育成
	2 男女共同参画の視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保	①男女共同参画の視点からの防災・まちづくり意識の啓発 ②男女のニーズに配慮した備蓄品の確保、避難所等の運営



## 第2章 基本目標ごとの施策

### 2-1 基本目標Ⅰ 社会における男女共同参画の推進

男女共同参画社会実現のためには、だれもが人権を尊重され、個性を発揮できる社会を構築する必要があります。これまでの慣習等から生じると思われる性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、これまで男性優位だったあらゆる場面へ女性が積極的に参加できるよう環境を整え、男女が共に活躍できる社会を目指します。

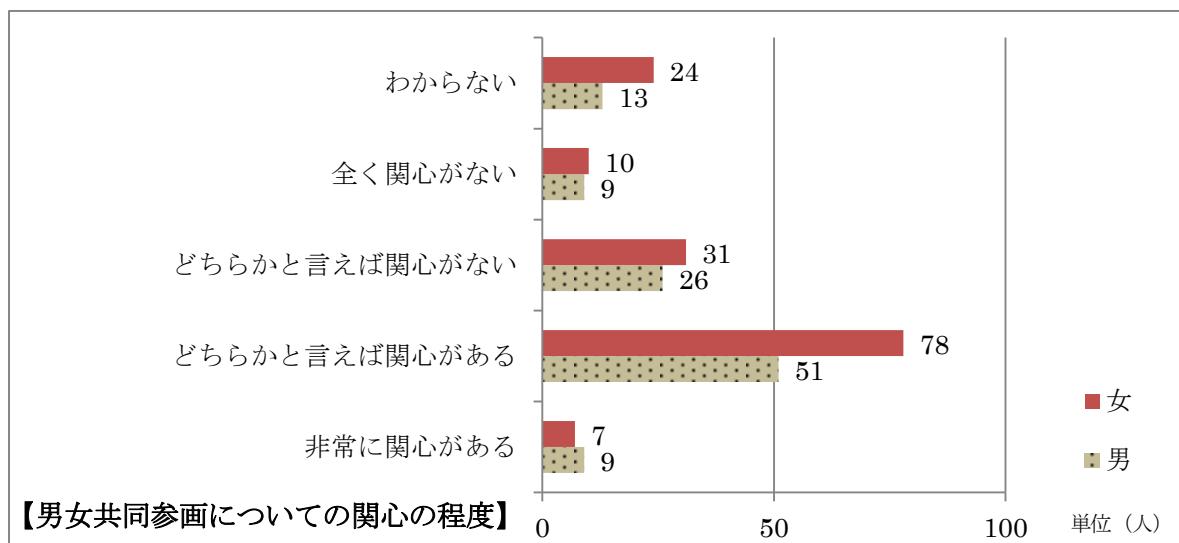
#### (1) 男女共同参画意識づくり

男女共同参画の実現を阻害している大きな要因は、長い間、人々の意識の中に作られた性別による固定的な役割分担意識です。

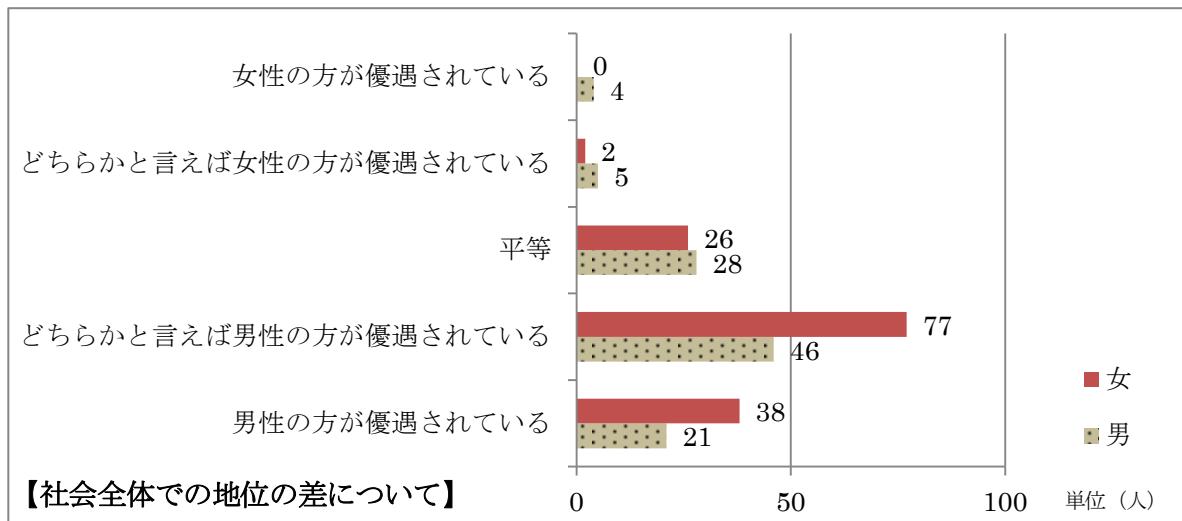
平成30年7月に町が実施した男女共同参画に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」）によると、男女共同参画への関心については、約5割の方が「関心がある」と回答しています。一方、社会全体での男女の地位の差については、約7割の方が「男性の方が優遇されている」と回答しています。

本町では、男女共同参画に関する意識は決して低くないものの、いまだに男性中心の社会であるといえます。

これらのことから、本町においては、男女共同参画の意識づくりは十分とは言えず、今後、社会全体で男女の地位が平等となるよう、家庭や職場、学校などの各方面において男女共同参画の意識を高める必要があります。



「男女共同参画に関するアンケート調査報告書」より（以下同じ）

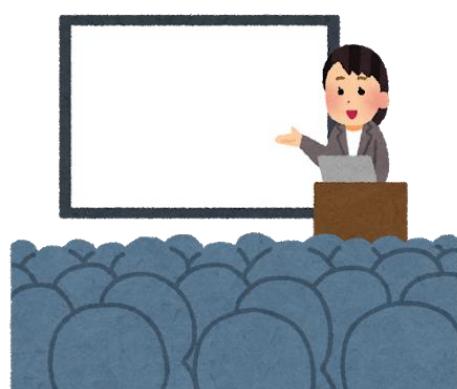


## 《施策の方向性》

- ① 男女共同参画に関する情報提供
- ② 性別による役割分担意識を見直すための啓発活動

## 《具体的な取り組み及び主な担当課》

具体的な取り組み	主な担当課
男女共同参画をテーマとする各種講習会や講演会の開催	企画課
男女共同参画に関する啓発活動（情報収集及び情報提供） <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙やホームページ等を活用した啓発</li> <li>・役場内の職員に対する啓発</li> <li>・住民団体等との情報交換</li> </ul>	企画課
男女共同参画に関する住民意識調査等の実施による現状の把握と 施策展開の検討	企画課



## (2) 社会参加機会の拡大

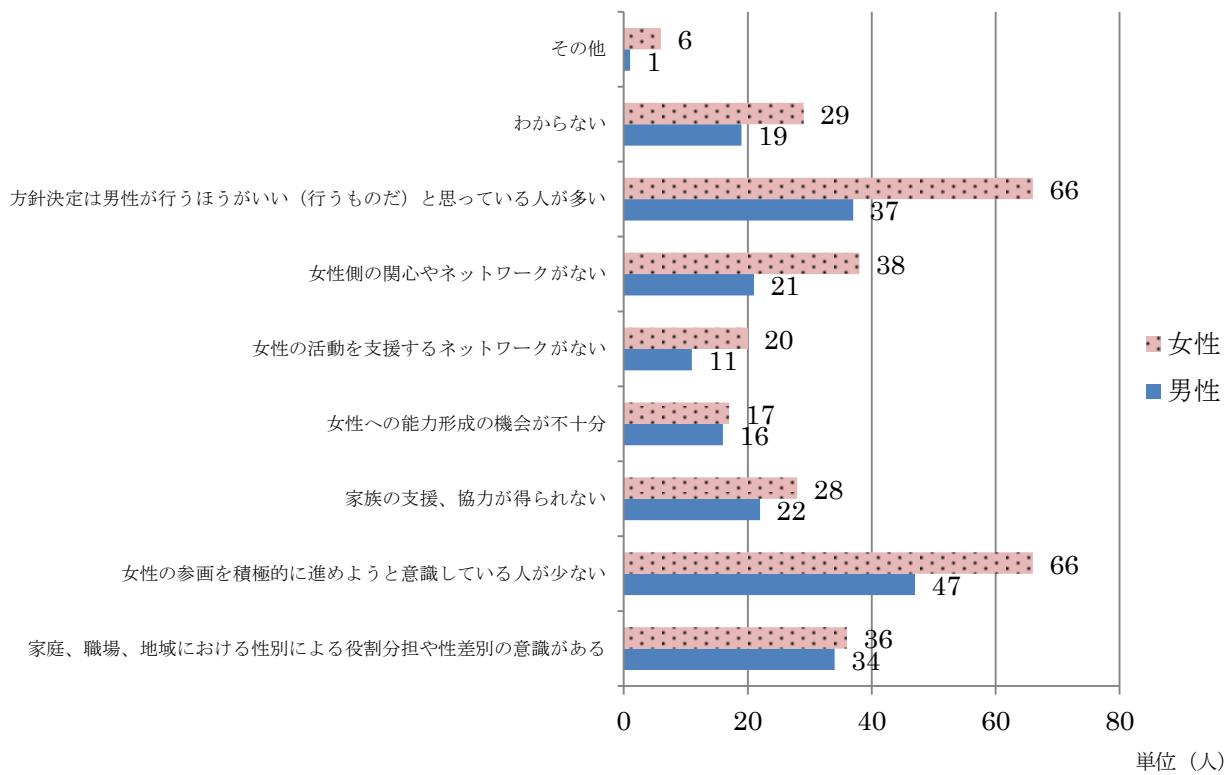
男女共同参画社会の実現には、女性が男性と共に様々な意思決定の場に参画することが重要です。

しかし、分野によっては女性の社会参加が進んでいるとされながらも、依然として政策・方針等の決定過程などには女性の参画は進んでいない状況にあると言えます。

アンケート調査によると、行政や町内会等の方針決定の場に女性の参画が少ない理由として、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」、「方針決定は男性が行うほうがいい（行うものだ）と思っている人が多い」という回答が多くあげられました。女性の社会参加については、女性自身の意識が高くないという見方ができるほか、役割分担や男女の差別、あるいは家族からの協力が得られないといった女性を取り巻く環境が女性の社会参加を阻害していると考えられます。

男性だけではなく女性も同じく社会参加ができるよう、一人ひとりの意識改革や社会全体としてあらゆる人が社会参加できる環境づくりを進める必要があります。

【行政や町内会等の方針決定の場に女性が少ない理由】



## 《施策の方向性》

- ① 町の審議会委員等への女性登用の拡大
- ② 町、地域、企業における意思決定の場への女性参画の推進

## 《具体的な取り組み及び主な担当課》

具体的な取り組み	主な担当課
審議会等の委員への女性の積極的登用の推進	関係課
企業や団体等における方針や意思決定をする場への女性参画の推進と啓発活動	企画課
企業等が集まる会議などに出席し、男女共同参画に関する情報提供をするとともに、現状や課題等の情報交換を行い、企業等とのネットワークを構築する	企画課

## (3) 女性の活躍やリーダーの育成

女性の社会進出を図るために、女性自身の更なる意識改善やリーダー等の人材育成が必要です。

このため、様々な分野で活躍する女性の情報の収集や提供を行うとともに、女性がこれまでより政策・方針の決定過程へ参画できるよう必要な知識や能力の育成・向上を図るための学習機会を提供します。

また、農林水産業に従事する女性についても活躍の場が広がるよう、関係団体の各種活動支援に努めます。

## 《施策の方向性》

女性団体やリーダーの育成・活動支援

## 《具体的な取り組み及び主な担当課》

具体的な取り組み	主な担当課
様々な分野で活躍する女性の情報の収集・提供	企画課
様々な分野における女性リーダーを育成するための講習会・研修会等の開催	企画課
農山漁村女性の活躍推進、各種活動支援 ・地場産品の周知への協力 ・他地域との交流促進 ・関係団体への活動支援	農林水産課

## 2-2 基本目標II 家庭における男女共同参画の推進

小さな社会である家庭は、男女共同参画社会の基礎となります。家庭内における男女が夫婦、パートナーとして互いを理解し合い、また、対等な人間として尊重し、家事や育児・介護等の家庭での役割を共同して担いながら、男女が共に築く家庭生活の実現を目指します。

### (1) 共に築く家庭生活への支援

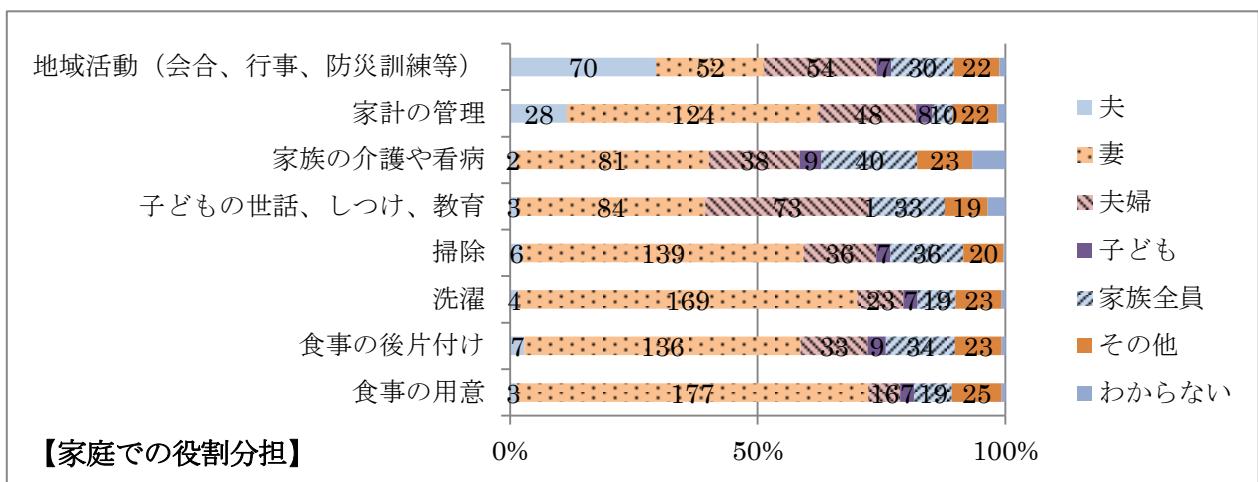
核家族化の進展や社会環境の変化による男女の価値観や生活様式の多様化が進む現在にあっては、男女が共に手を取り合って家庭生活を築いていくことがとても重要になります。

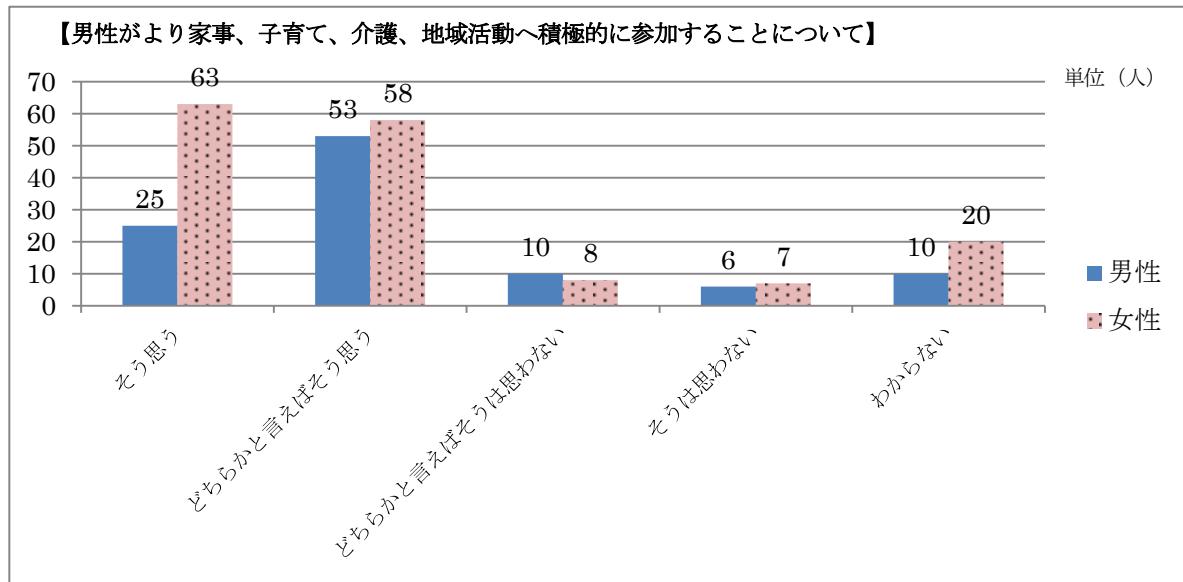
しかしながら、本町ではこれまでの慣習・慣行から家庭における家事・育児・介護等の多くは女性が担っている状況です。

アンケート調査によると、家庭での家事の分担において、「地域活動」と「子どもの世話、しつけ、教育」を除く家事については「妻」の割合が圧倒的に高くなっています。

また、男性がより積極的に家事、子育て、介護、地域活動へ参加することについては、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した方が約77%となっており、こちらも非常に高い割合です。

これらのことから、本町では家事・育児・介護等は女性が中心という考えが根強く、男女が共に家庭生活における責任と役割を担うという意識を啓発とともに、女性が中心であった家事・育児・介護等に男性の参加を促進していきます。





## 《施策の方向性》

家庭生活における男女共同参画の促進

## 《具体的な取り組み及び主な担当課》

具体的な取り組み	主な担当課
家庭生活における男女共同参画に関する啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙やホームページ等の活用</li> <li>先進的に取り組む事例などの紹介</li> </ul>	企画課
男性の家事、育児、介護等への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>育児、子育て教室の開催</li> <li>各種生活講座（家事、育児、介護等）</li> <li>親子が一緒に参加できるイベントや講座の開催</li> <li>男の料理教室、各世代のクッキングの開催</li> </ul>	保健福祉課



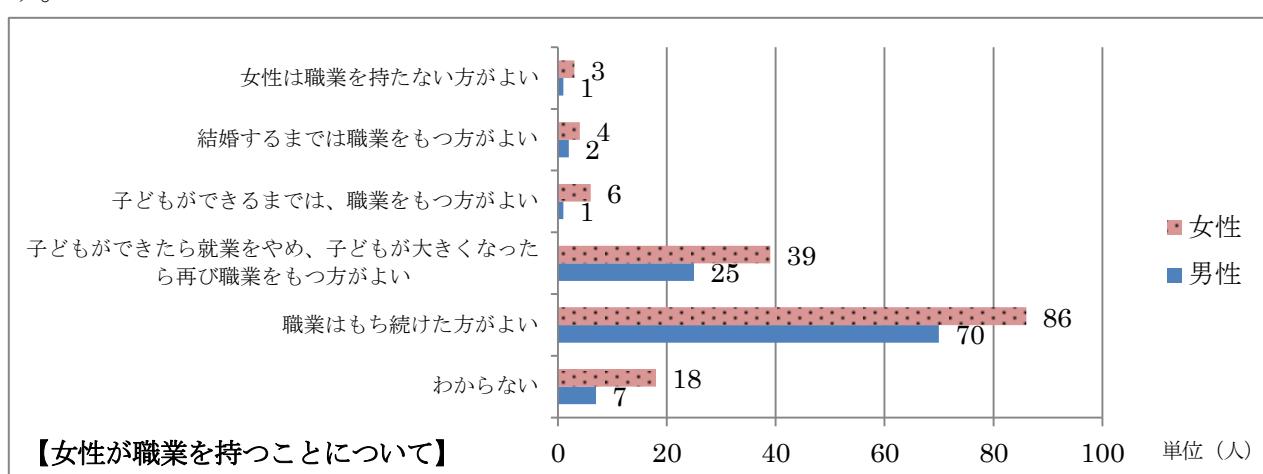
## (2) 子育て環境の整備

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子育てを支援していくことが重要であります。

本町では、東日本大震災の影響もあり、子育てをめぐる状況は依然厳しいことから、子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子育て支援の重要性に关心・理解を深め、次代を担う全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指しています。

また、アンケート調査によると、男女ともに女性が職業を持つことについて「職業は持続けた方がよい」との回答が一番多く、次いで、出産後も「子どもができたら就業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい」との回答が多くなっています。

これらから、男女が共に仕事をしながら子育てをしていける環境づくりが必要といえます。



### 《施策の方向性》

#### 子育て支援・保育環境の整備

※（「南三陸町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」に基づく）

### 《具体的な取り組み及び主な担当課》

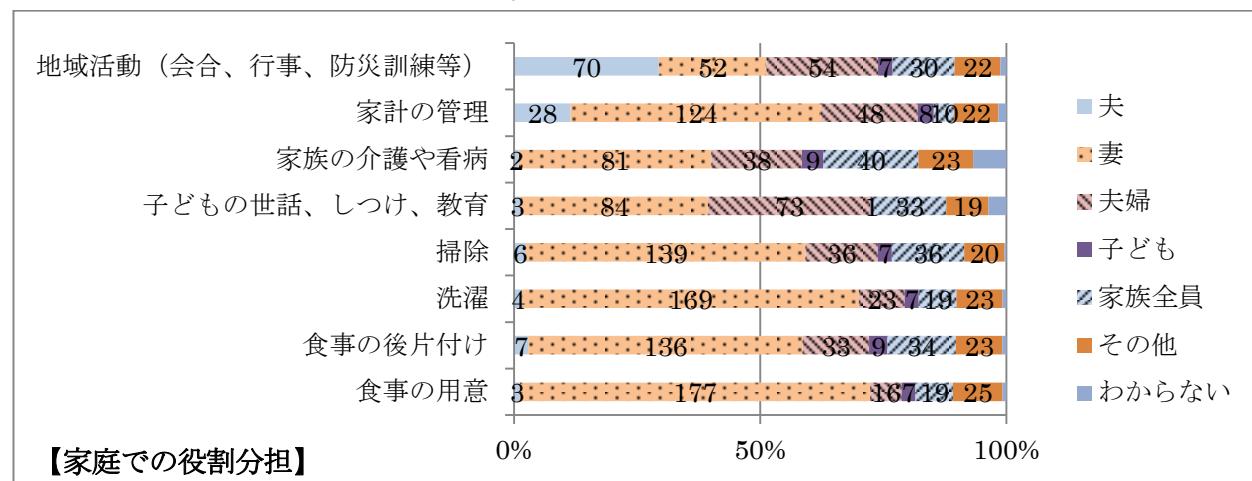
具体的な取り組み	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"><li>ニーズに応じた保育施設等の充実</li><li>子育て支援・保育サービスの充実</li><li>就労形態の多様化に対応した保育及び放課後の居場所の確保</li><li>保護者の緊急時、子どもの病気等への対応及び検討</li><li>幼稚園教諭・保育士等の人材確保・資質向上</li><li>保育所（園）・幼稚園・小学校及び関係機関との連携強化</li><li>情報の提供・相談支援・経済的負担の軽減</li><li>育児不安の解消及び子育て支援の充実</li></ul>	保健福祉課

### (3) 介護環境の整備

高齢化により、介護・看護を必要とする人は年々増えており、それに伴い家族にかかる負担は今後ますます大きくなっています。

アンケート調査によると、本町では、家庭での役割分担における家族の介護や看病については、「妻」の割合が一番高く、「妻」に負担が集中している傾向にあります。

障害などを持つ人や高齢者の介護・看護は一部の家族だけに負担が集中することなく、公的な福祉サービスを利用しながら、家族間での協力はもちろんのこと、地域全体で支えていく環境づくりが必要となります。



### 《施策の方向性》

高齢者や障害者等の自立・介護支援

※（「南三陸町高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」、「南三陸町第3期障害者計画（平成30年度～平成35年度）第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画（平成30年度～平成32年度）」に基づく）

### 《具体的な取り組み及び主な担当課》

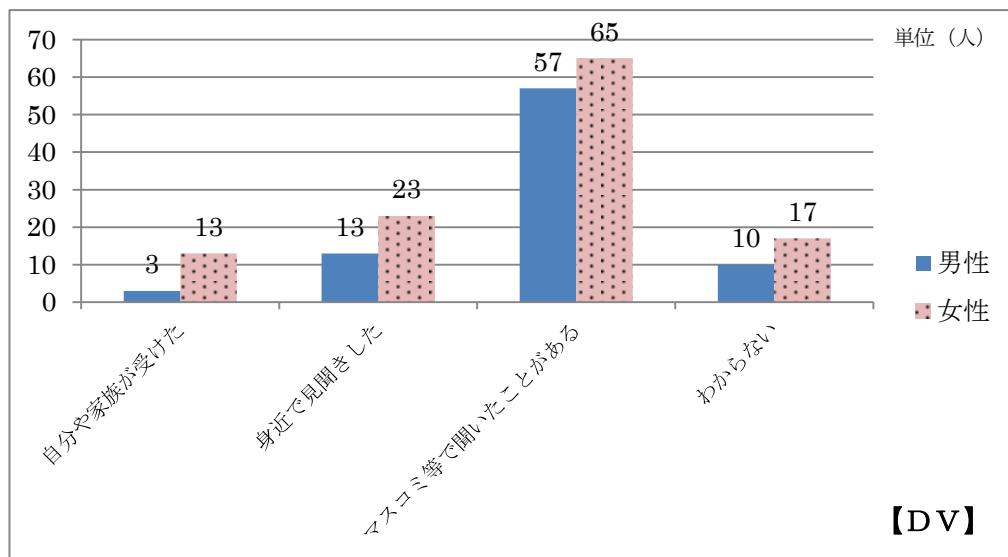
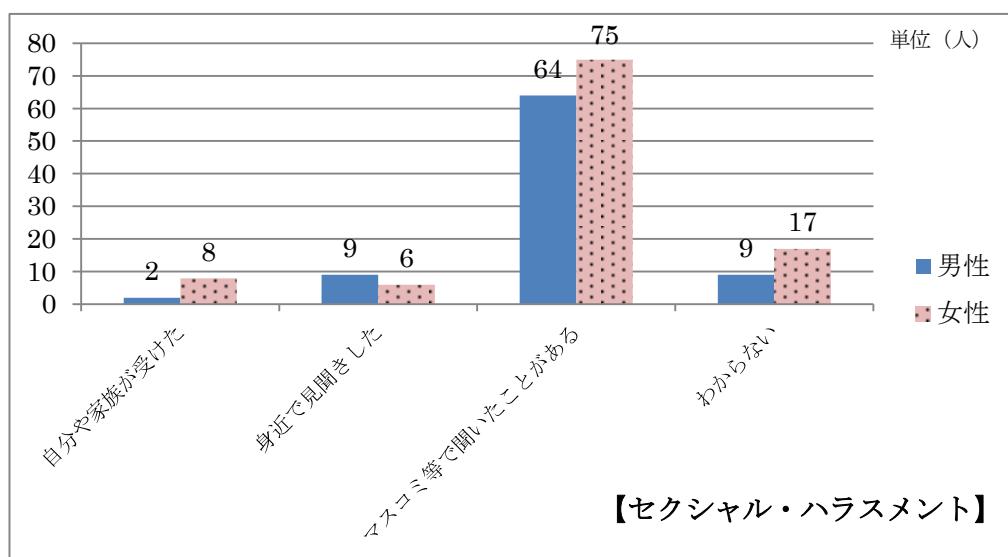
具体的な取り組み	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"><li>・障害のある人への自立支援、障害福祉サービスの提供</li><li>・疾病や障害のある方の理解のための啓発活動推進</li><li>・介護保険制度の適正な運営と介護サービス体制の充実</li><li>・介護予防事業（いきいき百歳体操、通所型出前型介護予防教室）</li><li>・地区で活動を行う高齢者団体の育成・支援</li><li>・家族介護者への支援（介護者交流会、リフレッシュ事業）</li><li>・生活支援コーディネーターの配置、高齢者の日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備</li><li>・高齢者の自立と暮らしへの支援（認知症サポーターの養成、地域ケア会議におけるネットワークの構築）</li></ul>	保健福祉課

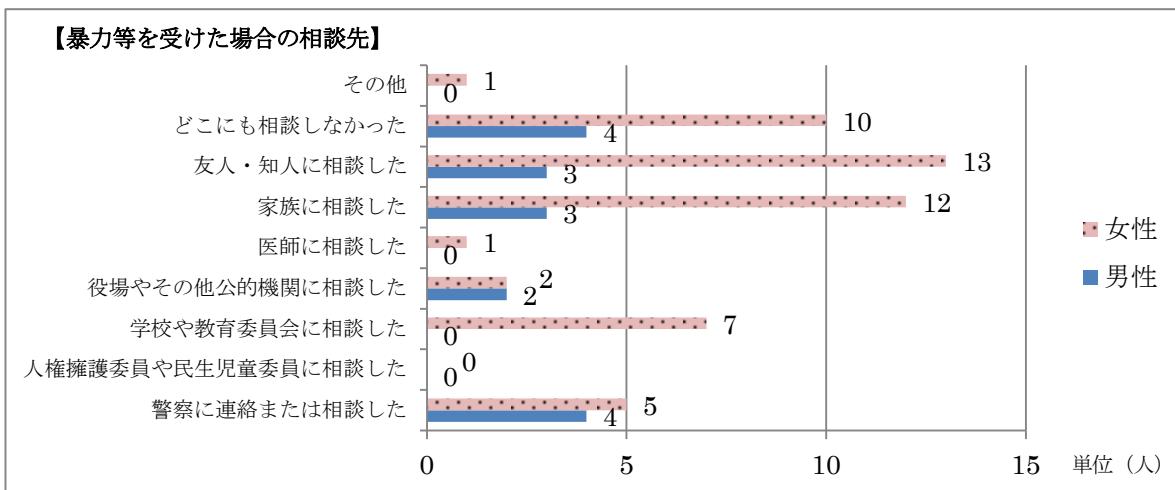
#### (4) 暴力の根絶

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、対等な関係を築くことは男女共同参画社会の基礎となるものです。しかし、現実にはセクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス（DV）などの女性に対する暴力は後を絶たず、全国的にも増加傾向にあり、大きな社会問題となっています。

アンケート調査によると、本町においてもセクシャル・ハラスメントやDVについて、「自分や家族が受けた」、「身近で見聞きした」との回答が一定程度あり、暴力の問題は決して他の地域の問題ではないことが伺えます。

また、暴力等の被害を受けた場合の相談先は「知人・友人」が23%、「家族」が22%、「どこにも相談しなかった」が21%となっており、相談できずに悩んでいる方もいると考えられることから、セクシャル・ハラスメントやDVの防止に関する啓発活動など暴力を防ぐ対策はもちろんのこと、被害者の相談、救済体制の整備が必要となります。





## 《施策の方向性》

- ① 人権尊重とあらゆる暴力の根絶のための啓発活動
- ② 暴力被害者に対する相談、救済体制整備

## 《具体的な取り組み及び主な担当課》

具体的な取り組み	主な担当課
暴力の根絶に向けた取り組み及び被害者の相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力の根絶に向けた意識啓発、人権啓発活動の実施</li> <li>・暴力等被害者の相談体制の充実</li> <li>・人権相談・生活相談の充実</li> <li>・婦人保護ネットワークの推進</li> <li>・民生委員・児童委員活動の充実</li> </ul>	保健福祉課

### ◇ 「ドメスティック・バイオレンス」とは？

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」と呼ばれることもあります。

## (5) 生涯にわたる健康づくり

健康は、人がいきいきと暮らしていくための基本的な条件です。特に女性は思春期、妊娠、出産など男性とは異なる身体的な変化に直面することがあることから、男女が共に女性の健康について関心を持ち、正しい知識や情報を得て、生涯を通して健康の保持増進を図ることのできる体制づくりが必要です。

### 《施策の方向性》

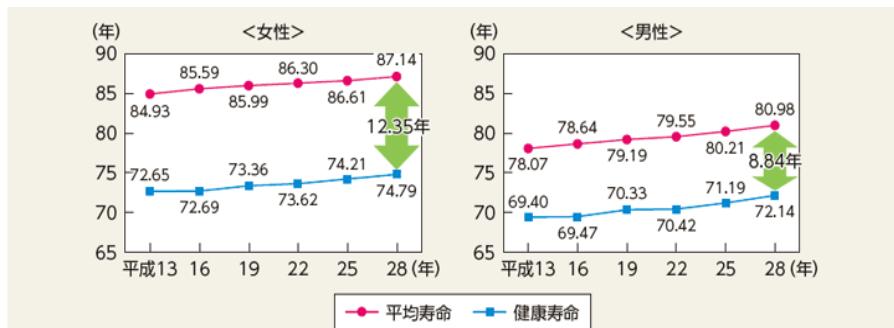
- ① 女性自身の健康づくり支援
  - ② 女性の生涯にわたる健康維持のための環境づくり
- ※（「南三陸町第2期健康づくり計画」に基づく）

### 《具体的な取り組み及び主な担当課》

具体的な取り組み	主な担当課
各種健康診査の充実と女性特有のがん検診の推進	
健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"><li>・健康教室の開催、健康相談の実施</li><li>・食育の推進</li><li>・学校と連携した健康教育と思春期相談等の実施</li></ul>	
母子の健康保持、増進のための支援 <ul style="list-style-type: none"><li>・妊婦相談の実施</li><li>・妊婦一般健康診査（受診券の配付）の実施</li><li>・新生児・産婦訪問や新生児・乳幼児を対象にした健康診査の実施</li><li>・育児に関する情報提供や育児相談の実施</li></ul>	保健福祉課
性に関する理解を深める取り組み <ul style="list-style-type: none"><li>・パンフレット等を活用した啓発活動</li></ul>	

## ◇ 平均寿命と健康寿命の推移

平成28年の平均寿命は女性が87.14年、男性が80.98年と世界でも高い水準を示し、今後もさらに延伸することが予測されています。一方、平成28年の健康寿命（日常生活に制限のない期間）は女性が74.79年、男性が72.14年であり、平均寿命と健康寿命の差（日常生活に制限のある「不健康な期間」）は女性が12.35年、男性が8.84年となっています。女性は男性より長生きですが、男性の1.4倍ほど「不健康な期間」も長くなっています。

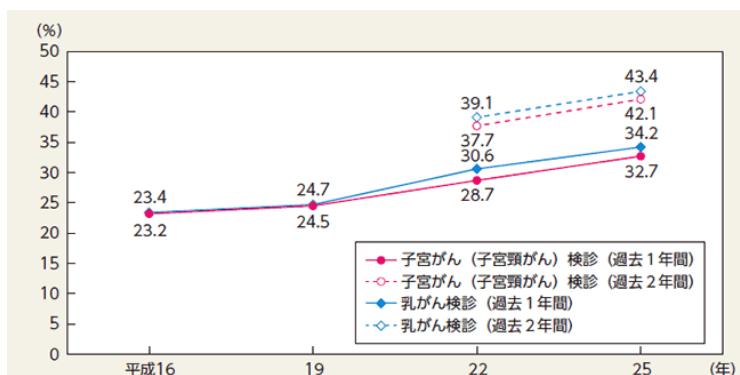


「内閣府ホームページ」より

## ◇ 女性特有のがん

女性特有のがんとして子宮がん、乳がん等があり、これらの女性の総患者数を厚生労働省「患者調査」（平成26年）で見ますと、子宮がんは6.1万人、乳がんは20.6万人であり、いずれも23年より増加しました。

がんは早期発見が重要ですが、女性のがん検診の受診率（過去2年間）は、徐々に増加しているものの、なお低く、平成25年には、子宮がん（子宮頸がん）検診（20～69歳）が42.1%、乳がん検診（40～69歳）が43.4%にとどまっています。



「内閣府ホームページ」より

## 2-3 基本目標III 職場における男女共同参画の推進

就業は、人々の生活の経済的基盤を形成するもので、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できることが望まれます。

性別による不当な差別や、権利の侵害を受けることのないよう、事業主と労働者の双方に対し、男女雇用機会均等法をはじめ各労働法規の趣旨・内容の周知を図るとともに、育児・介護休業を取得できる制度の確立や取得しやすい雰囲気づくり、過重労働の解消等、安心して働くことができる職場環境の整備を働きかけていくことが求められています。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進していくことも重要です。

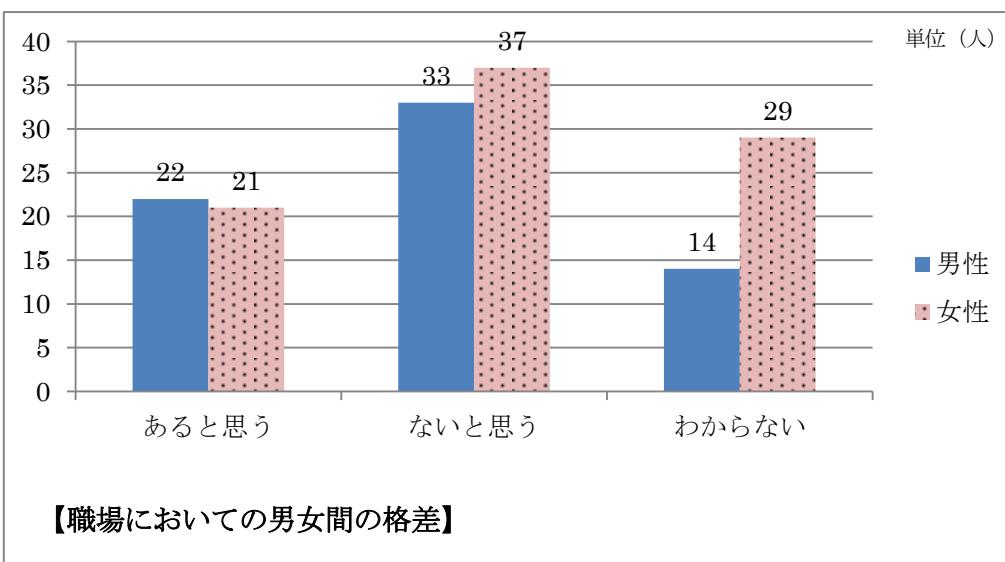
### （1）男女間の雇用格差の是正

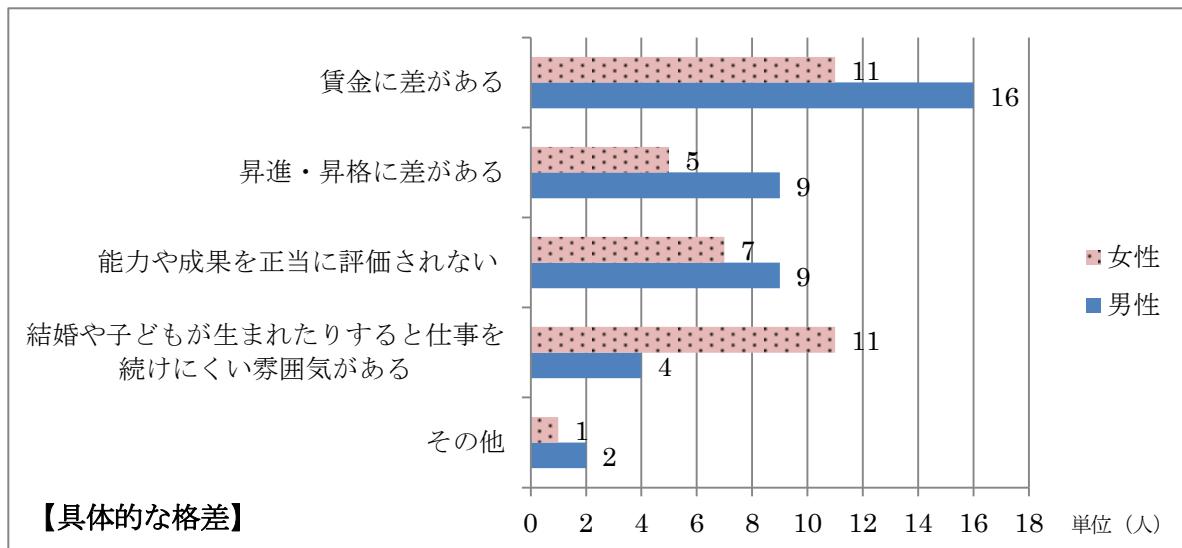
人口の減少、少子高齢化が急速に進む日本では、働く人にとって、育児・介護と仕事が両立できる職場環境が強く求められています。取り分け、働く人が性別によって差別されることなく、その能力を十分に發揮できる職場環境を整備することは、日本の経済社会を維持していく上でますます重要な課題となっています。

しかしながら、本町ではアンケート調査によると、職場での男女間の格差について、全体の27%が「あると思う」と回答しています。

具体的な格差の内容については、一番多かったのが「賃金に差がある」、次に「能力や成果を正当に評価されない」となっています。

これらから、女性の労働条件や就業環境の向上を図るため、男女の均等な雇用機会と待遇の確保について法制度の周知、啓発活動が必要といえます。





## 《施策の方向性》

- ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向けた周知・啓発
- ② 農林水産業、自営商工業従事者の労働環境整備

## 《具体的な取り組み及び主な担当課》

具体的な取り組み	主な担当課
男女雇用機会均等法等の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関や商工会等との連携及び企業に向けた男女雇用機会均等法の周知</li> </ul>	商工観光課
求職者、在職者、学卒者への就業支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無料職業紹介所の運営</li> <li>・求人事業者開拓のための企業訪問</li> <li>・求職者支援訓練の広報活動</li> </ul>	商工観光課
企業の人才培养や従業員の能力開発への支援	商工観光課
家族経営協定締結の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間、休日の適正化を盛り込んだ家族経営協定の導入についての調査・研究、啓発活動の実施</li> </ul>	農林水産課

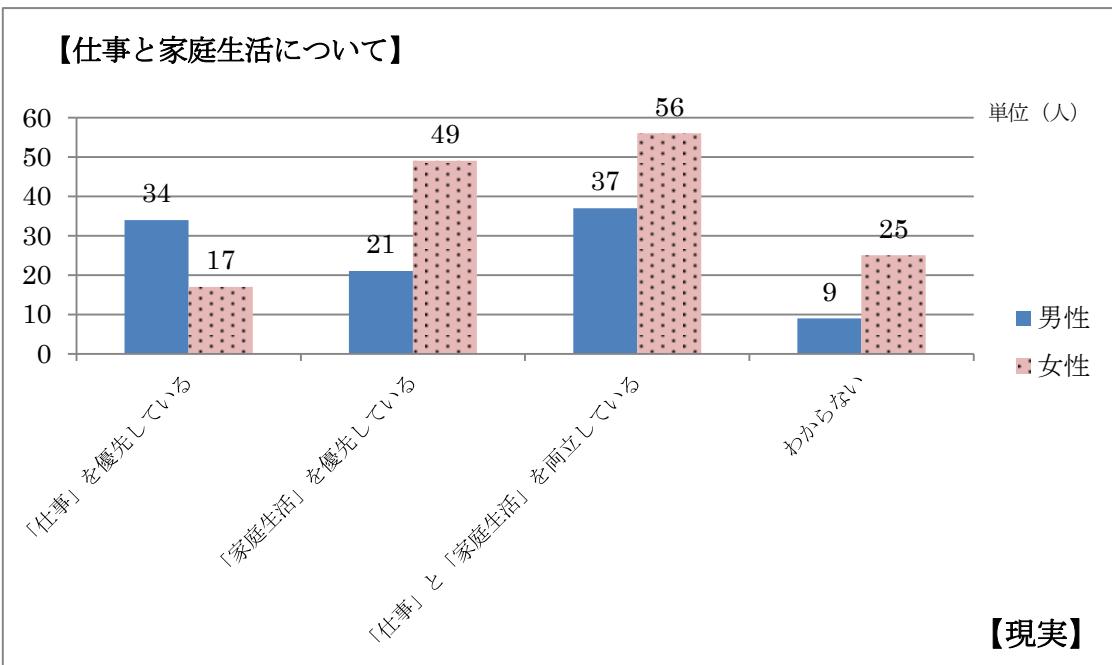
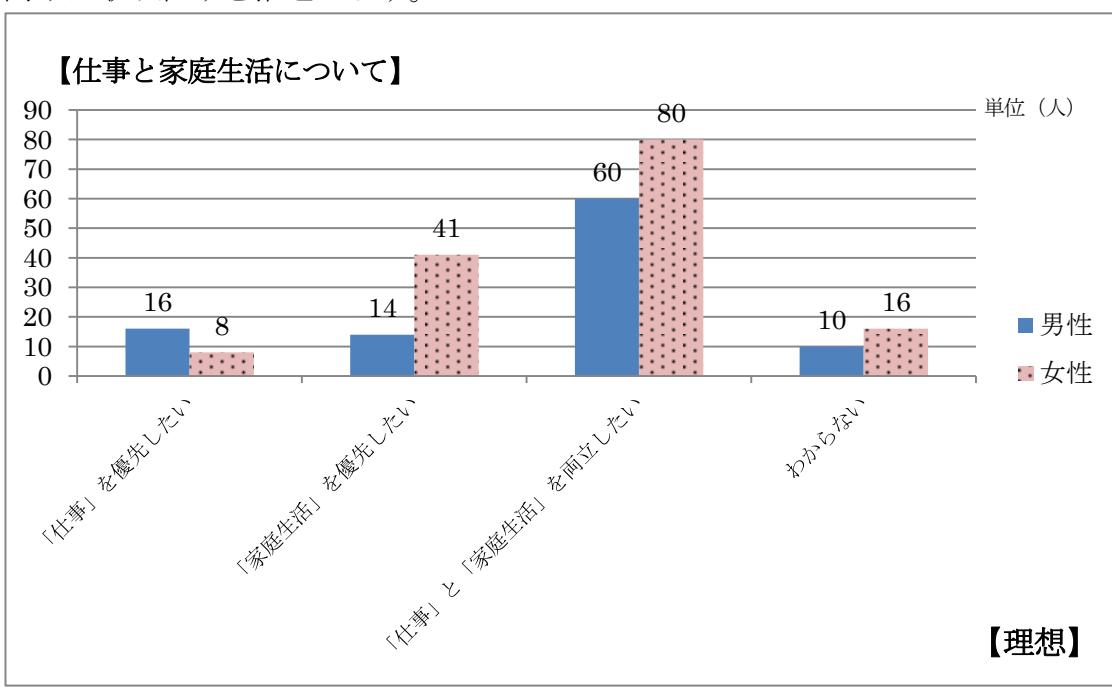
## (2) 仕事と家庭の両立の支援

男女が共に安心して子どもを育てながら、充実した生活を過ごすためには、仕事と家庭生活が両立できる環境が不可欠ですが、現実には仕事と家庭生活を両立することが難しいと感じている人もいます。

アンケート調査によると、仕事と家庭生活の両立について、「両立したい」との回答は全体の57%となっており、一方で「両立している」との回答は38%となっています。

「両立したい」人の割合に比べ「両立している」人の割合の方が低いことから、両立したくても両立できていない人もいるのがわかります。また、「仕事を優先している」との回答は男性が多く、「家庭生活を優先している」との回答は女性が多い傾向にあります。

仕事と家庭生活がバランスよく両立できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。



## 《施策の方向性》

ワーク・ライフ・バランスの推進

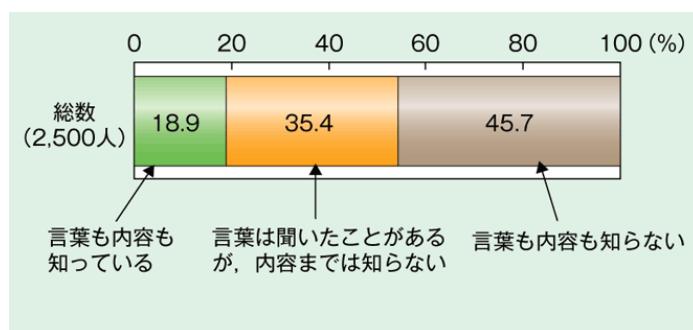
## 《具体的な取り組み及び主な担当課》

具体的な取り組み	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"><li>ワーク・ライフ・バランスの実現を支援する制度や取り組み事例の周知・啓発事業</li><li>町広報紙やホームページ等を活用しての啓発事業</li></ul>	企画課

### ◇ 仕事と生活の調和とは？

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっていると言えます。それを解決する取り組みが、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現です。仕事と生活の調和の実現は、皆さん一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。皆さんも自らの仕事と生活の調和の在り方を考えてみませんか。

### ◇ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度



「内閣府ホームページ」より

### (3) 安心して働くことができる職場環境づくり

子育てをしながら働く人にとって、職場に育児休業が制度化されていないことや制度があっても職場の雰囲気で取得しにくい状況にあるなど、現在の日本では子育てをしながら働き続けることができる環境が十分に整備されているとは言えない状況にあります。

また、男性の育児休業取得率が極めて低い水準にあることや就業時間が長いことが、女性に家事や子育てにおける負担を強いる結果となっています。

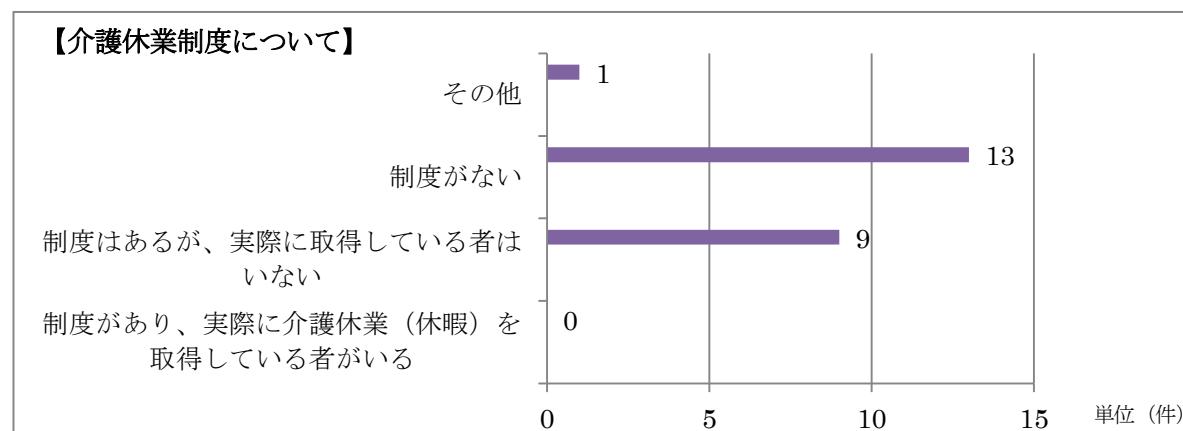
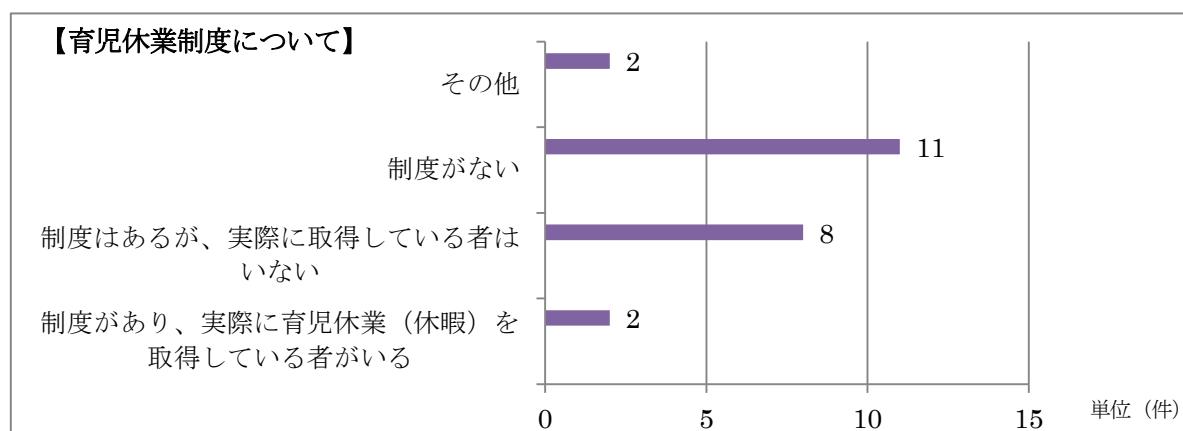
さらには、職場におけるセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントも安心して働くことを阻害する要因として大きな問題となっています。

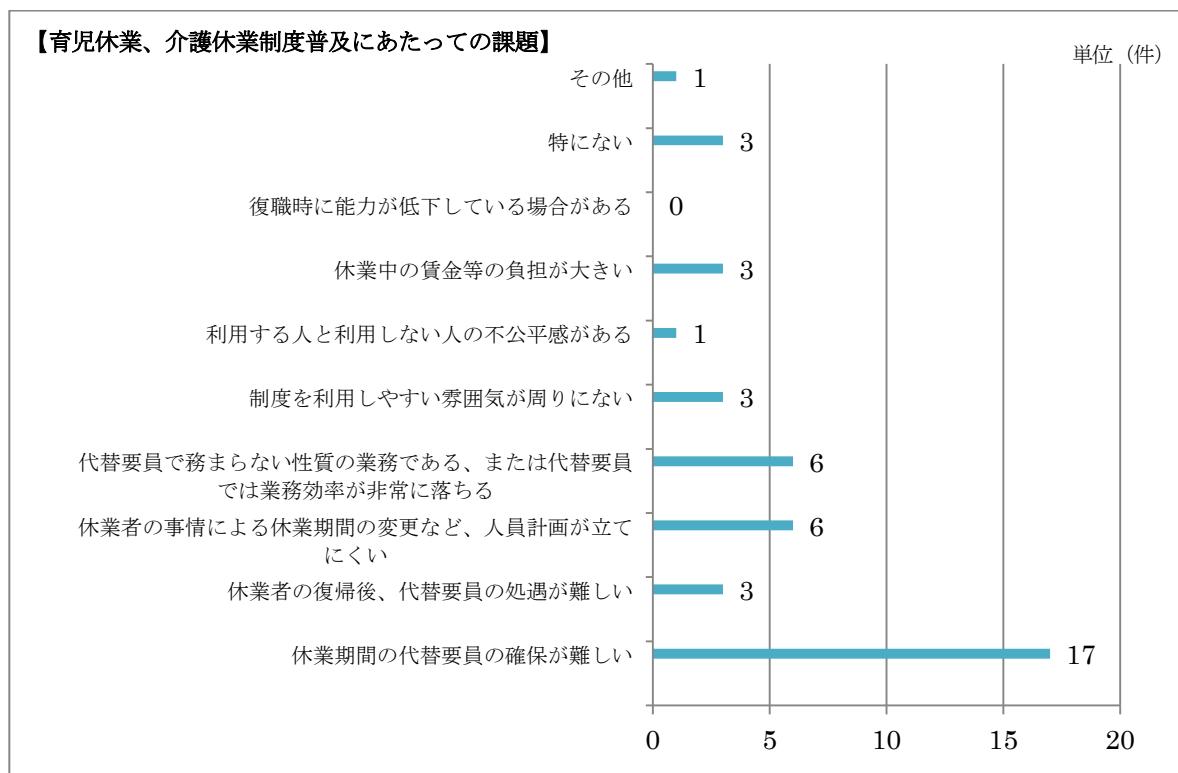
アンケート調査によると、町内事業所における育児休業、介護休業制度については、「制度がない」事業所が約5割程度あり、制度普及にあたっての課題として一番多かったのが、「休業期間の代替要員の確保が難しい」となっています。

また、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに対する取り組みについては、「必要性は感じているが、取り組みは進んでいない」との回答が一番多く、全体の4割程度となっています。

これらから、男女が性別によることなく、その責任を果たしながら働き続けることができるよう、育児、介護休暇制度の定着に向けた周知・啓発が必要といえます。

また、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を防止するための啓発活動も併せて必要です。





## 《施策の方向性》

- ① 育児、介護休暇制度の定着
- ② セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止対策

## 《具体的な取り組み及び主な担当課》

具体的な取り組み	主な担当課
育児、介護休暇制度定着に向けた啓発活動 ・町商工会を通じて企業に対する制度導入に向けた啓発の推進	商工観光課
セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止の啓発 ・企業に対するセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止の啓発	商工観光課



## 2-4 基本目標IV 教育における男女共同参画の推進

家庭や地域の中でみられる性別による固定的な役割分担意識に基づいた考え方や慣行等は、日常の生活を通じて子どもたちへ大きな影響を与えます。次世代を担う子どもたちが、成長する過程において、性別にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に伸ばし、豊かな人間性を育むことができるよう、男女共同参画の視点に立った教育環境づくりを進めています。

### (1) 幼児、学校教育における男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、これから社会を担う子どもたちへの教育がとても重要です。子どもたちの豊かな人間性を育み、子どもたちがお互いを理解し尊重することができるよう導くことが求められています。

また、子どもたちが、性別や性の捉え方、障害の有無や発達・発育の偏り等によって、悩みを抱えたり、差別的な扱いを受けることがないよう、一人ひとりの多様性を認め合えることが望されます。

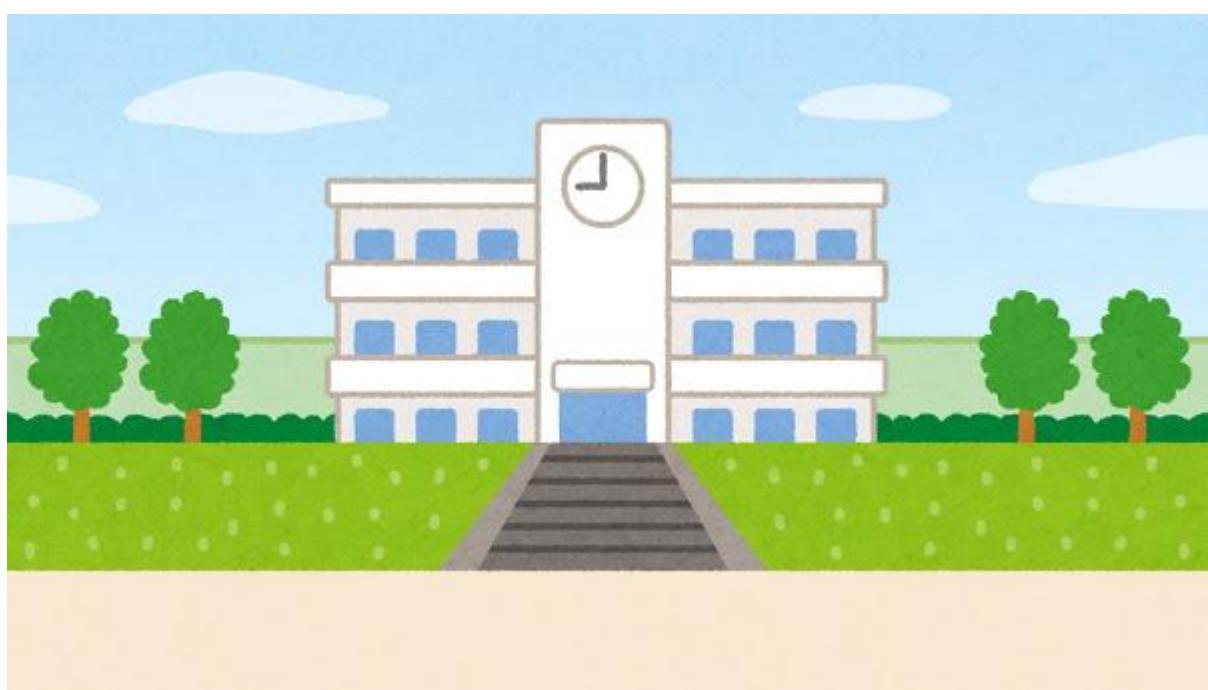
人権の尊重、男女の平等、相互理解に関する指導を充実させるとともに、自立の意識を育み、個性や能力を尊重する教育を推進します。

#### 《施策の方向性》

人権の尊重と男女平等意識を育む、幼児、学校教育の推進

#### 《具体的な取り組み及び主な担当課》

具体的な取り組み	主な担当課
人権教育や男女平等教育に関する理解の促進 ・人権教育の推進 ・人権尊重や男女平等に関する学習機会・情報の提供 ・国・県等が開催する研修会等への積極的参加の推進	教育総務課
男女平等を基本とした指導の推進 ・男女平等の視点に立った生活・学習・進路指導及び教材等の充実	教育総務課
性に関する教育の推進 ・性に関する教育のカリキュラムや教材の研究 ・性に関する学習機会の提供	教育総務課
相談体制の整備 ・思春期相談体制の充実 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置	教育総務課



## 2-5 基本目標V 地域社会における男女共同参画の推進

暮らしやすく活力のある地域社会を築くためには、地域における固定的な性別によっての役割分担意識を見直し、性別に捉われることのない地域リーダーの育成とともに、それぞれが対等な立場で参画し、活動しやすくなるよう意識啓発を進めることができます。男女が共に責任を持ち、個性と能力を十分に発揮して様々な地域活動へ参画していくよう環境を整備し、地域の活性化につなげていきます。

### (1) 男女ともに参加できる地域社会づくり

少子高齢化の進展や人口減少に伴い、担い手となる現役世代が減少している中、地域活動が低下しており、これまでにも増して地域全体で協力して地域社会を維持していくことが必要です。

アンケート調査によると、男女とも地域活動に参加しているものの、その活動については性別による偏りがあることがわかります。地域の活性化のためには、それぞれの活動において多様な視点を盛り込んでいくことが必要であることから、男女共に積極的に参加できる地域づくりを進めていきます。

また、地域の中で、性別に関わらず、それぞれの個性を尊重する考え方が身につけられるよう、学びの場を提供します。

#### 《施策の方向性》

男女ともに参加できる地域社会づくりを進めるための啓発活動

#### 《具体的な取り組み及び主な担当課》

具体的な取り組み	主な担当課
地域での慣行を見直すための意識啓発の推進 ・男女共同参画に関する講座等の各地域での開催 ・広報紙やホームページ等の活用	企画課
地域活動に向けた意識啓発の推進 ・ライフスタイルの充実に向けた各種講座等の開催 ・広報紙やホームページ等の活用 ・地域活動に関する情報の提供 ・コミュニティ活動の活動支援	企画課
男女共同参画に関する学びの場の提供及び啓発活動 ・生涯学習センター（仮）に男女共同参画に関する図書や資料を展示し、その場で学習もすることができるスペースの設置	図書館

## (2) 活力ある地域社会づくり

活力ある地域社会づくりに、地域を盛り上げ、活躍してくれる人・団体は欠かせない存在です。

各地域の中で高齢化がますます進展している状況下においては、高齢者が自身の健康に关心を持ち、いつまでも自立した生活を続けられるよう、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する取り組みが重要となります。

豊富な知識や経験を持った活力ある高齢者がいきいきと活躍できる場を創出するとともに、性別や年齢に関わらず、広くまちづくりや地域課題の解決に向けた取り組みや活動をする団体を支援することで、誰もが暮らしやすく活力ある地域社会づくりを応援します。

### 《施策の方向性》

地域社会で活躍できる場の創出や団体への支援

### 《具体的な取り組み及び主な担当課》

具体的な取り組み	主な担当課
地域おこし、まちづくり、観光交流分野への女性の参画促進 ・地域おこし等に関する情報の提供や交流の場の提供 ・関係団体等への活動支援	商工観光課 企画課
高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 ・老人クラブの加入促進 ・高齢者に多様な就労機会が確保されるよう各関係機関との連携	保健福祉課
各種団体の活動支援 ・婦人会等への活動支援 ・女性リーダー育成のための研修会の実施	生涯学習課

## 2-6 基本目標VI 防災における男女共同参画の推進

東日本大震災を経て、防災における女性の参画の促進と、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実を図ることの必要性が改めて認識されました。

地域コミュニティにおける防災活動の意義は大きく、これまで参画の少なかった女性の声を反映させられるように努め、多様性に富んだニーズを踏まえながら、安全かつ安心に暮らせる地域づくりを推進します。

### (1) 防災計画の策定等、意思決定の場における女性の参画の促進

地域における多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図り、力強くまちづくりを進めていくためには、男女共同参画の視点を取り入れた体制を確立する必要があります。

東日本大震災においては、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しましたが、意思決定の場への女性の参画は少ない状況でした。この経験から災害対応における女性が果たす役割は大きいことを認識し、意思決定の場への女性の参画や、リーダーとしての活躍を一層推進します。

#### 《施策の方向性》

- ① 各種会議への女性登用の促進
- ② 防災関係機関・団体との連携及び取り組みの強化
- ③ 女性防災リーダーの育成

#### 《具体的な取り組み及び主な担当課》

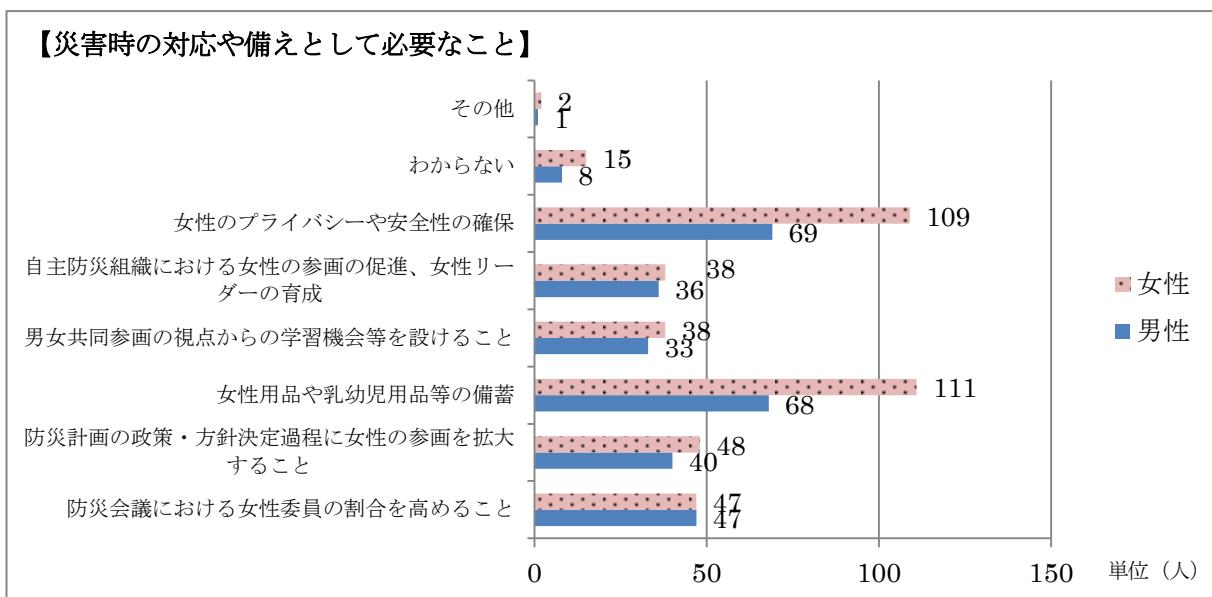
具体的な取り組み	主な担当課
防災及びまちづくりへの女性の参画促進 ・防災講座等の開催 ・消防団への女性の加入促進 ・婦人防火クラブの活動促進 ・自主防災組織への女性の参画促進 ・関係団体等への活動支援	総務課
防災計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の促進 ・各種会議への女性登用の促進 ・防災関係機関・団体との連携及び取り組みの強化 ・女性防災リーダーの育成	総務課

## (2) 男女共同参画の視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保

災害時において、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズが十分配慮されず、必要な物資や支援が提供されないことや、避難所や仮設住宅において女性や子どもに対する暴力が顕在化することが懸念されます。

アンケート調査によると、災害時の対応や備えとして必要なことについて、回答が一番多かったのが「女性用品や乳幼児用品等の備蓄」となっており、次に多かったのが「女性のプライバシーや安全性の確保」となっています。

これらのことから、平常時から、備蓄品や避難所の運営等について、男女共同参画の視点を住民一人ひとりが十分理解し、防災体制を整えることが必要です。



### 《施策の方向性》

- ① 男女共同参画の視点からの防災・まちづくり意識の啓発
- ② 男女のニーズに配慮した備蓄品の確保、避難所等の運営

### 《具体的な取り組み及び担当課》

具体的な取り組み	主な担当課
関係団体や地域住民への周知・啓発 ・男女共同参画の視点からの防災・復興意識の啓発 ・男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講習会や講演会の開催	総務課 企画課
関係団体と男女のニーズに配慮した備蓄品の確保や避難所の運営等についての協議・検討	総務課

## 2-7 目標数値一覧

基 本 目 標	項 目	現 況 値 (平成30年度)	目 標 値 (平成37年度)
I	審議会委員等の女性の割合	21.8 %	30 %
I	女性の行政区長の人数	0 人	2 人
I	農業委員の女性割合	22.2 %	40 %
I	男女共同参画に対して「非常に関心がある」、「どちらかと言えば関心がある」と回答した人の割合（アンケート調査）	54.6 %	65 %
II	家庭における男女の地位の差において「平等」と回答した人の割合（アンケート調査）	30.0 %	40 %
III	職場における男女の地位の差において「平等」と回答した人の割合（アンケート調査）	30.0 %	40 %
V	地域活動における男女の地位の差において「平等」と回答した人の割合（アンケート調査）	39.6 %	50 %
I	社会全体における男女の地位の差において「平等」と回答した人の割合（アンケート調査）	20.1 %	30 %

## 第3章 計画の推進体制

### 3-1 庁内推進体制

全庁にわたり総合的かつ計画的に施策を推進します。

### 3-2 町民・事業者等との連携

町民、地域、事業者等との相互の連携を図り、男女共同参画意識の啓発と施策の円滑な推進を図ります。

### 3-3 関係機関との連携

国、県、近隣市町及び関係機関との連携と相互協力体制の強化を図ります。

### 3-4 計画の進行管理

計画については、計画期間の中間年度に施策の実施状況を検証・評価し、次年度以降の施策のより効果的な推進に反映させるとともに、評価の結果については、公表します。





# 資料

## ○ 男女共同参画基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとする

ように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように行わることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」とい

う。) を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう

に努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任

者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 南三陸町男女共同参画計画策定委員会委員名簿

(順不同)

氏名	性別	所属等	備考
菅原 明日香	女	公募委員	
佐藤 とし子	女	民生委員児童委員	
及川 孝浩	男	株式会社 及新 代表取締役	
高橋 吏佳	女	南三陸町社会福祉協議会	委員長
高松 千代子	女	主婦	
石本 めぐみ	女	特定非営利活動法人 ウィメンズアイ 代表	副委員長
高橋 晶子	女	南三陸町保健福祉課	
山内 直人	男	南三陸町教育委員会入谷公民館	
畠山 貴博	男	南三陸町商工観光課	



## 南三陸町男女共同参画計画

平成 31 年 3 月発行

発行 南三陸町 企画課  
宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 101 番地  
電話 0226-46-1371 FAX 0226-46-5348